

議案第 8 号

岡山県市町村総合事務組合職員給与条例の一部改正

岡山県市町村総合事務組合職員給与条例（平成 17 年岡山県市町村総合事務組合条例第 15 号）の一部改正について、別紙のとおり提出する。

平成 25 年 2 月 26 日提出

岡山県市町村総合事務組合
管理者 河 島 建 一

〔提案理由〕

岡山県市町村職員共済組合の地方公務員賠償責任補償特約付傷害保険賠償責任補償特約付普通傷害保険の保険料を給与から控除するため等、所要の改正を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

岡山県市町村総合事務組合職員給与条例の一部を改正する条例

岡山県市町村総合事務組合職員給与条例（平成 17 年岡山県市町村総合事務組合条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 22 条第 2 号中「及び貸付金の償還金」を「，貸付金の償還金及び地方公務員賠償責任補償特約付傷害保険賠償責任補償特約付普通傷害保険の保険料」に改め，同条第 6 号中「旅行会，」を削る。

附 則

この条例は，平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

岡山県市町村総合事務組合職員給与条例の新旧対照表

新	旧
(給与からの控除) 第 22 条 地公法第 25 条第 2 項の規定により、管理者は、職員の給与の支給に際してその給与から次に掲げるものの額に相当する額を控除することができる。 (1) 略 (2) 岡山県市町村職員共済組合の積立貯金の掛金、<u>貸付金の償還金及び地方公務員賠償責任補償特約付傷害保険賠償責任補償特約付普通傷害保険の保険料</u> (3)～(5) 略 (6) 職員親睦会の会費 (7) 略	(給与からの控除) 第 22 条 地公法第 25 条第 2 項の規定により、管理者は、職員の給与の支給に際してその給与から次に掲げるものの額に相当する額を控除することができる。 (1) 略 (2) 岡山県市町村職員共済組合の積立貯金の掛金及び<u>貸付金の償還金</u> (3)～(5) 略 (6) 職員<u>旅行会</u>、親睦会の会費 (7) 略